神石協働支援センター　神石地区家具転倒防止器具購入補助事業実施要項

（目的）

第１条　この要項は、神石地区内に住所を有する者について、地震災害などに備えることを目的とし、

　居住用建物（以下「建物」という。）に家具転倒防止器具の取付を支援する事業（以下「事業」と

　いう。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象家具）

第２条　この事業の対象となる家具は居室、寝室及び台所に配置されているタンス、本棚等の家具で、災害時に転倒する事により生命に危険を及ぼすおそれのあるものとする。

（対象世帯）

第３条　この事業の対象となる世帯は、神石地区在住とする。

（事業の委託）

第４条　事業を推進するため、自治振興会自主防災会へ委託して事業を行う。

（申請方法）

第５条　この事業を利用する者（以下「申請者」という。）は、家具転倒防止器具購入補助事業申請書

(以下、申請書という。)（第１号様式）に必要事項を記入し、自治振興会自主防災会に提出しなければならない。ただし、家具転倒防止金具を取り付ける建物が申請者及び同一世帯の者が所有する建物以外の場合は、該当する建物の所有者または管理者の許可を取らねばならない。

２　自治振興会自主防災会は自治振興会の事業申請書を取りまとめ、自治振興会家具転倒防止補助

事業申請書（第２号様式）を神石協働支援センター長（以下、センター長という。）へ提出しなけ

ればならない。

（補助金の交付決定）

第６条　センター長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し事業の

　　利用の可否を決定する。

（実績報告）

第7条　申請者は事業実施後、速やかに実績報告書兼請求書（第３号様式）を自治振興会自主防災会へ提出しなければならない。実績報告書兼請求書を受け取った自治振興会自主防災会は自治振興会家具転倒防止補助事業実績報告書兼請求書（第4号様式）をセンター長へ提出しなければならない。

（助成金額）

第8条　１世帯あたりの助成金額は1,000円とし、この事業を利用できる回数は１世帯につき

　　１回限りとする。

（免責）

第９条　地震等の災害により、転倒防止金具を取り付けた家具が転倒し被害が発生しても、神石協働支援センター及び自治振興会自主防災会は賠償の責任を負わないものとする。

（委任）

第１０条　この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

　　附　　則

　この要綱は、令和２年９月１５日から施行する。